



大野一心

NO.37

令和5年11月24日（金） 文責：校長 諸熊 修一

防寒着の着用について

6月に実施した生徒総会で、防寒着について特別な対応期間以外にも着用できるように校則を改正してほしいという要望が全クラス賛成で可決されました。

それを受けて職員会議で検討した結果、校則を改正することに決定しました。ルールについては、生徒会役員の意見も取り入れ、PTA 役員の皆様の意見もお聞きしながら以下のように決定しましたのでお知らせをします。生徒には11月20日（月）の全校集会の際に、倉嶋生活専門委員長から伝えています。来週の12月1日（金）から施行します。



○着用期間について

- ・12月1日～3月31日（エアコン使用期間に合わせる）

○防寒着の種類等について

- ・色についての指定はなし。
- ・キャラクターやイラストが入っているものは不可。ロゴマークは可。
- ・部活動で購入したものは可。
- ・フードがついているものも可。ただし、安全性を考慮してフードの着用はしない。
- ・ベンチコートは、安全性を考慮し不可。
- ・革ジャンは不可。

○着用のルールについて

- ・教室では着用しない。
- ・下足室は混雑するため、教室で着脱を行う。
- ・遊びで使わない。
- ・学校内ではリュックの中に入れておく。そのためリュックに収まる大きさのものを使用する。
- ・移動教室（上館や技術科室など）での使用は可。ジャージに着替えている場合は、ジャージ下を着用した上で防寒着を着用することとする。教室からの移動の際も着用可。

生徒会役員の皆さんが、全校生徒の意見を集約し、生徒会担当の先生方とも話し合いをしながら、校則改正を実現させました。みんなで要望をして決めたルールです。しっかり守っていきましょう！